

電気工事業の手引き 4 (登録・承継—建設業許可なし)

電気工事業の登録をした個人事業者が法人成りした場合、相続等により家族等に事業を譲渡した場合等には、「承継」という手続きが必要です。手続きごとの必要書類は表のとおりですが、手続きを始める前に、必ず各窓口にご相談ください。

この手引きでは、個人事業の登録電気工事業者が法人成りした場合の手続きのみを説明しています。

- ◆手数料：**神奈川県収入証紙** 2,200 円 (登録電気工事業者登録証の書換えが生じる場合)。
- ◆処理日数：登録証の交付は申請書の受理日から 5 日以内 (土日、休日を除く)。

【必要書類】

提出書類	個人事業者が法人成り	法人解散し代表者が事業承継	譲受により事業承継	相続により事業承継	選定相続により事業承継	法人合併による事業承継	法人分割による事業承継
①登録電気工事業者承継届出書(様式第6)	○	○	○	○	○	○	○
②電気工事業譲渡証明書(様式第8)	○	○	○				
③登録電気工事業者相続同意証明書(様式第9)					○		
④登録電気工事業者相続証明書(様式第10)				○			
⑤電気工事業承継証明書(様式第10の2)							○
⑥誓約書(県様式第7号)	○	○	○	○	○	○	○
⑦主任電気工事士に関する誓約書(県様式第8号)	△	△	△	△	△	△	△
⑧雇用証明書(県様式第9号)	△	△	△	△	△	△	△
⑨現住所が確認できる公的書類		○	●	○	○		
⑩登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		●			○	○
⑪戸籍謄本				○	○		
⑫登録電気工事業者登録証	○	○	○	○	○	○	○

○=必須書類。

△=申請者が個人の場合：申請者本人以外が主任電気工事士になる場合に必要。

申請者が法人の場合：役員以外が主任電気工事士になる場合に必要。

●=譲り受ける側が個人か法人かで、必要書類が異なります。

①～⑧の様式は、県のホームページからダウンロードできます

神奈川県 電気工事業

検索

【窓口】

会社や営業所等の所在市町村	窓口	〒	住所	電話
横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町	消防保安課	231-8588	横浜市中区日本大通 1	045-210-3475
相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	243-0004	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	254-0073	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 (代表)
小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	250-0042	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)

個人事業者が法人成りした場合の記入例

① 登録電気工事業者承継届出書（様式第6）

個人事業の方が、法人を設立し、その代表者に就任した場合には、承継手続きで登録電気工事業者登録証の書換えができます。

この手引きでは、個人名で登録していた電気工事業者が、法人を設立した際の承継手続きを説明します。

法人の登記事項証明書に記載してある住所、法人名、代表者氏名を記入します。

承継の原因を記入します。

個人名で登録を受けた日付と登録番号を記入します。

この欄は空欄で大丈夫です。

登録電気工事業者登録証の添付の有無を丸付けします。

様式第6（登録電気工事業者承継届出書）					
神奈川県収入税課は りつけ額 12,200円又は0円	登録電気工事業者承継届出書 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>受付番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受付年月日</td> <td></td> </tr> </table>	受付番号		受付年月日	
受付番号					
受付年月日					
2022 年 4 月 7 日					
神奈川県知事殿 （地域県政総合センター所長）					
〒 231 - 8588 TEL1 045 - 210 - 3475 TEL2 090 - 1234 - 5678 <small>TEL2は、日中に連絡がつく電話番号を記載ください。</small> FAX 045 - 210 - 3475 住所 横浜市中区日本大通1 氏名又は会社名 株式会社かなてん 個人にあっては代表者の氏名 神奈川 太郎					
登録電気工事業者の地位を継承したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第9条第3項（当該承継により登録証に記載された事項に変更があったときは、第9条第3項及び第10条）の規定により、次のとおり届け出ます。					
承継の原因	法人成り				
被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	平成30年5月11日 第309999号				
承継者が登録を受けた年月日及び登録番号					
被承継者に関する登録証の添付の有無	(有) 無				
<small>(備考) 1 この用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。 2 2項の項は、変更しないこと。</small>					

② 電気工事業譲渡証明書（様式第8）

「電気工事業譲渡証明書」は、承継で譲渡する内容を証明します。

個人から法人への承継の場合は、「譲り渡した者」が個人名になり、「譲り受けた者」が法人名になります。

個人名の登録住所と氏名を記入します。

法人の住所、法人名、代表者名を記入します。

登録番号と登録年月日を記入します。

営業所の名称は屋号を記入

営業所の住所を記入

電気工事の種類を記入

法人成りの承継の場合は、法人設立日を記入します。

様式第8（規則第9条関係）	
電気工事業譲渡証明書	
X登録番号	
X受理年月日	年 月 日
2022年 4月 7日	
神奈川 県 知 事 殿 (地域県政総合センター所長)	
(〒 231-8588) 電話 045 (210) 3475 番	
譲り渡した者 住 所	横浜市中央区日本大通1
氏名又は名称	神奈川 太郎
法人にあっては 代表者の氏名	
(〒 231-8588) 電話 045 (210) 3475 番	
譲り受けた者 住 所	横浜市中央区日本大通1
氏名又は名称	株式会社かなでん
法人にあっては 代表者の氏名	神奈川 太郎
<small>※ 住所は、法人の場合は登記事項証明書の記載のとおり、個人の場合は住民票、運転免許証等の証明書類の記載のとおり、記入してください。</small>	
次のとおり電気工事業の譲渡について証明します。	
1 登録を受けた年月日及び登録番号	神奈川県知事 登録第 309999 号 平成30 年 5 月 11 日
2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類	かなでん 横浜市中央区北仲通1 一般用電気工作物及び自家用電気工作物
3 譲渡の年月日	2022年 4月 1日

【ご注意】

譲渡した内容が、承継後に変更になる場合は、別途「登録事項等変更届出書」（様式第 11）が必要です。

一般的に個人事業者が法人成りした場合には、役員の追加が生じ、営業所名を屋号から法人名に変えることとなりますので、必然的に変更届の提出が必要となります。

譲渡した内容のうち、電気工事の種類を変更する場合、通常の変更手続きの際には手数料が発生しますが、承継手続きと同時に変更手続きを行う場合には手数料は必要ありません。

⑥ 誓約書（県様式第7号）

登記事項証明書に記載された、法人名、所在地、代表者の氏名を記載します。

県様式第7号(電気工事業登録等関係事務処理要領)

誓約書

2022年4月7日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

住所 **横浜市中区日本大通1**
氏名又は会社名 **株式会社かなでん**
法人にあっては代表者の氏名 **神奈川 太郎**

私(当社及び当社の役員)は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

⑦ 主任電気工事士に関する誓約書（県様式第8号）

主任電気工事士が、法人設立後の代表者や役員以外の場合に提出します。

所在地、法人名、代表者の氏名等を記載します。

法人化した後の営業所の名称を記入します。
営業所名を定めず、法人名と同様の場合は「同上」と記載します。

県様式第8号(電気工事業登録等関係事務処理要領)

主任電気工事士に関する誓約書

2022年4月7日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

住所 **横浜市中区日本大通1**
氏名又は会社名 **株式会社かなでん**
法人にあっては代表者の氏名 **神奈川 太郎**

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

営業所の名称	主任電気工事士等の氏名	主任電気工事士免状の種類及び交付番号(種類はどちらかに口をつけて下さい)
同上	川崎 次郎	<input checked="" type="radio"/> 第一種 <input type="radio"/> 第二種 神奈川 (都道府県) 第 99999 号

「主任電気工事士等の氏名」「主任電気工事士免状の種類及び交付番号」の欄は、主任電気工事士の氏名、免状の種類と交付番号を記載します。

⑧ 雇用証明書 (県様式第9号)

主任電気工事士が、法人設立後の代表者や役員以外の場合に提出します。

所在地、法人名、代表者の氏名等を記載します。

雇用している主任電気工事士の氏名、住所、生年月日を記載し、雇用した年月日を記載します。

県様式第9号(電気工事業者登録等関係事務処理要領)

雇用証明書

2022年4月7日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は会社名 株式会社かなでん
法人にあっては代表者の氏名 神奈川 太郎

下の者は、私(当社)の従業員(役員)であることを証明いたします。

主任電気工事士の氏名	川崎 次郎
住 所	〒211-0900 川崎市幸区〇〇〇1-12-12-306号
生年月日	昭和45年2月〇日
雇用年月日	平成30年4月1日

⑩ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)

法人成りした場合には、必ず提出します。

原本をコピーしたものでも提出可能ですが、発行日(証明日)から6か月以内のものに限ります。

⑫ 登録電気工事業者登録証

承継手続きにより「登録電気工事業者登録証」の内容が変わる場合は、原本を提出します。

法人成りした場合には必ず提出します。